

令和8年8月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年8月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	E 商国際株式会社（法人番号：7290001022966） 代表者 久保田 カイトウ
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 福岡県福岡市中央区赤坂1-11-13-302 （千葉営業所） 千葉県富里市七栄652-281
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年5月25日及び令和8年6月19日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照）